

ワシントン条約第7条第6項に基づく科学施設の登録基準及び審査方法  
について（案）

1. 登録基準について

(1) 外形要件

一定の外形要件を定め、それを満たしている者のみが科学施設の登録申請を行うことが適切か。外形要件は、本制度が野生動植物の基礎科学研究（分類学及び種の保存に関する研究）を推進する趣旨であること、本制度に基づくラベルの目的外利用を防止する観点から、当該制度が想定する野生動植物の標本等を用いて科学研究を行うことを主として行う主体とする。

例えば大学法人（国立、公立、私立）、国立研究開発法人、博物館法に基づく登録博物館、博物館相当施設などを想定する。

(2) 申請者が登録申請書に記載する事項（審査項目）

申請者がワシントン条約決議 11.15 に定める登録基準等を満たしている旨説明する資料を登録申請書として提出する。

施設の概要

標本数を含む研究施設の概要、研究人員、研究予算の概要等について記載した資料。

登録基準

以下のそれぞれの項目について資料が必要な場合には、どの項目か明記の上別紙として添付すること。

A. 動植物標本の所蔵品及びそれらの付属記録は、永続的に所蔵され、専門の者によって管理される。 はい いいえ

→（例）所蔵品及び付属記録の保存・管理の方法（保存・管理施設の概要、学芸員の氏名を含む）について記載。管理施設についてはその概要がわかる写真を添付。

B. 所蔵標本は、他の施設の者を含む、すべての〔資格を有する〕研究者に利用が可能である。

はい いいえ

→（例）標本の情報管理の方法、外部の研究者が当該情報にアクセスする方法を記載。

C. 追加された所蔵品は、永続的に維持される目録に適切に記録される。

はい いいえ

→ (例) 追加所蔵品に関する情報の記録方法を記載。

D. 他の施設への貸与・譲渡の記録は、永続的に保持される。

はい いいえ

→ (例) 他の施設への貸与・譲渡の記録方法を記載。

E. 標本の取得は、科学刊行物で報告される研究への利用を最大の目的として行われる。

はい いいえ

→ (例) 当該科学施設の分類学または種の保存に関するこれまでの研究実績(論文発表状況、文部科学省の科研費の助成実績等)、今後の計画内容を記載。

F. 研究に利用するために、標本を作製し、整理している。

はい いいえ

→ (例) 標本の作製・整理方法やその人員を記載。

G. 標本ラベル、目録その他の記録に記載されるデータは常に正確である。

はい いいえ

→ (例) 標本ラベル、目録等の記載情報の管理方法を記載。

H. 標本の取得・所有は、法律を遵守して行われる。

はい いいえ

→ (例) 過去 10 年間の標本収集実績(捕獲証明書や輸出許可書等を含む取得の態様、出所)、違法に取得した標本がない旨記載。

I. 附属書 I 掲載種の標本及びその標本から繁殖した標本は、施設が直接管理しており、商業的目的の利用を排除している。

はい いいえ

→ (例) 附属書 I 掲載種の標本の保存管理の方法を記載。販売など商業的目的の利用を排除しているかどうか記載。

### (3) 登録基準の整備

上記の登録基準は、外国為替及び外国貿易法に基づく通達（輸出注意事項）において、整備することを想定。

## 2. 審査方法

外形要件に基づき、経済産業省において1次審査を行い、審査会での有識者の助言を受けた上で（2次審査）登録の可否を決定する。

### <具体的な審査プロセス>

●申請者が登録申請書を経済産業省野生動植物貿易審査室に提出する。

↓

●経済産業省野生動植物貿易審査室が1次審査を実施。申請者が上記1（1）の外形要件を満たしていること、上記1（2）の登録基準をすべて満たしており、必要な補足説明資料が添付されていることを確認する。

↓

●経済産業省野生動植物貿易審査室は、登録申請書の記載内容、補足説明資料に不備がないと判断した場合、あらかじめ設置された審査会に対し、添付資料に照らして申請者の回答が適切かどうか助言を依頼する。審査会は書面または会議開催により2次審査を行い、経済産業省野生動植物貿易審査室に回答する。審査会が必要と判断した場合には、当該施設の現地調査を実施し、調査結果をふまえ審査を行う。

↓

●経済産業省野生動植物貿易審査室は、審査会の回答をふまえ、登録の可否を決定し、登録する場合にはその結果を公表する。並行してワシントン条約事務局に対して登録された施設の事務局ホームページへの掲載を依頼する。

## 3. 登録施設の有効期間と更新手続き

登録施設の有効期間は3年間とする。更新手続きは上記1（2）の登録申請書と同様の内容の提出により行う。

## 4. ラベルの発行方法と、登録施設から経済産業省に提出させる年次報告

登録施設の有効期間の間、本制度に基づくラベルの発行は経済産業省が公表するラベルの様式を用いつつ、登録施設が行うこととする。経済産業省は、年に1回の報告として、ラベルの発行実績を含む他国の登録科学施設との標本の輸出入の実績、当該研究の実績の報告を当該登録施設から受けることとする。

登録施設によるラベルの利用方法が本制度の趣旨に明らかに即していない不適切な内容（ラベルを使用した貨物の中身が本制度の標本とは異なるものであった場合や、商業利用された場合など）である場合、上記年次報告が提出されない場合には、有効期間の途中であっても施設登録を取り消すことができるようにすることとする。施設登録の取り消しを行った場合は、経済産業省より審査会への報告を行う。

以上